OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	『五常内義抄』の享受と『聖徳太子御憲法玄恵註抄』（上）『五常内義抄』と憲法学の交叉をめぐって
Author(s)	野上, 潤一
Citation	詞林. 2011, 50, p. 30-59
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67633
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

『五常内義抄』の享受と『聖徳太子御憲法玄恵註抄』（上）

――『五常内義抄』と憲法学の交叉をめぐって――

野上　潤一

一、はじめに

『五常内義抄』は、文永二年成立、「「ヤマトモロコシノ証拠并ニ、内外典ノ本文」（序）を注釈的に集め」た、「『童子教』等教訓と『十訓抄』との中間的性格を有」する「教訓説話集」[1]である。

唯一の専論である太田次男氏「『五常内義抄』解題」[2]は、狛朝葛『続教訓抄』[3]「五常」項と『五常内義抄』五常配当箇所の一致、『続教訓抄』六と『五常内義抄』に引用される教訓的章句の近似[4]から、狛朝葛を編者候補として提示したうえで、

以上の検討結果から、今、遽に、朝葛を撰者として断定する迄には至らないが、従来の撰者の範囲をもう少し拡大して、この種の楽人等の中にも、撰者としての条件に、かなりよく適合した人物の存することは否めぬであろう。

前述の如く、『五常内義抄』が、伏見宮家、菊亭家という音楽に因りの両家に所蔵されていた事が記録の上で知られ、内容からも、他書にみられぬ秘曲に関する記事（礼ノ第十六所収）が収められているのも、注意すべきである。それに、『続教訓抄』に引かれる白氏文集（新楽府）の注釈の文が、当時、興福寺に所蔵されていた筈の『白氏新楽府略意』（中略）から抄出されている事は明らかであり、狛氏など、興福寺に隷属する楽人達が、同寺の所蔵本を閲覧し得たことは、これによって知られる。また、『続教訓抄』や『五常内義抄』にも屢々引かれる太子憲法にしても、その全文を収録する『聖徳太子伝暦』徳治二年鈔本が、興福寺に現存することも興味深い。とすれば、これら楽人達の著作に、漢籍の外、広く、多方面の書籍が引かれたとしても、別に不思議はない。

右のごとく、南都の楽人の手になる可能性を示唆しつつ、「儒・仏の書籍を多く引くが、その道を専業とする人の著作としては、一種の具体性や深さに欠けることは否定することが出来ない」として、『五常内義抄』が、「広く流布しなかったと思われる一因」を分析している。

その伝本について、太田氏は、左のごとく、分類整理しているが、

いま、便宜上、これを系統的に分類すれば次の如くになる。

（A）類（1）（イ）内閣文庫蔵二巻〔宝徳四年奥書江戸初〕写本一冊

（ロ）松平家披雲閣蔵二巻〔上巻文明七年下巻寛文六年〕写本二冊

（2）（イ）故山田孝雄氏蔵二巻〔江戸初〕写本二冊

（ロ）家蔵二巻〔江戸初〕写本二冊

（3）香川大学付属図書館神原文庫蔵二巻〔江戸前期〕〈存下巻〉刊本一冊

（B）類（1）（イ）吉田幸一氏蔵一巻長禄四年写本一冊

（ロ）宮内庁書陵部蔵一巻写本一冊

（ハ）内閣文庫・静嘉堂文庫蔵各一巻重鈔書陵部本各一冊

（C）類（1）香川大学付属図書館神原文庫蔵一巻寛文五年写本一冊

このうち、A類は二巻本系統に、B類は一巻本系統に夫々、属し、C類はA類本の抄略本の体裁ではあるが、更に、検討を要する。

・A類本

A類（1）の（イ）（ロ）両本をみるに、（イ）の内閣文庫蔵本は、（中略）これを（ロ）の松平家本と比較すれば、内閣本の脱字・脱文で、これを、松平家本によって補い得る個所も少からず、また、松平本の漢字個所が、内閣本では、仮名に改められている個所も少くない。更に、これは書写年代の相違からか、仮名遣いや国語の用語等の点よりみても、松平本の方が旧態を保存していることが知られる。また、篇次からみても、内閣本の仁、第五・六・七は、他本では総て、第六・七・五の順になるような異例個所も認められる。更に、所引の内外典をみると、内閣本では、内典については、概ね、片仮名交り文になっているが、外典はその多くが漢文に返点送仮名を施したままになっており、これは主として、読み下し文である諸本と大きく相違する。また、内閣本の首にある、（中略）この劈頭の「五常」の記述は本文のそれとは、内容上異なるので、始めから本文であったか否かを疑わしめる。内閣文庫本はかかる点からも、諸本と相異する個所が少くない。その他、引用書名に「三教指帰」「鸚鵡賦」など、他にみられざる、内容に合わぬ不当の個所もみえる。以上よりすれば、松平家蔵本（わけてもその上巻）は―無論、誤写・誤脱等も皆無ではないが―二巻本の基準となるべき一本である。（中略）山田氏蔵本・家蔵本は、共に、平仮名本である。（中略）平仮名書に改められるに従い、叙述は、和文化して、平易となり、引用の漢文は総て延

べ書に改められている。その際、漢語・仏教語の音読を表記する場合の誤りが屡々認められる。更に、片仮名交り文に比し、より説教調が加わり、それに相応しく、他本にはみられぬ、同じく説教的色彩の濃い附加個所が随所に認められる。内容からみて、松平本下巻はこの平仮名本の段階に近い一本といえる。

・B類本

吉田氏蔵本・書陵部蔵本は、B類の一巻本系統に属す。これを二巻本々文に比すれば先ず、篇数では、二巻本所収、仁の第十、及び、智の第二十一の二篇を欠き、計十九篇（ママ）である。また、内容からみても、引用書が二巻本に比し若干少なく、また、二巻本所引の内外典を一部省略したり、その引用文に関し、二巻本にはみられぬ「ソノ心ハ…」という説明文が附加されたり、或は、説明し易く本文が改められた個所や、一部省略するようなことも認められる。また、一巻本には、成立事情を述べる文永二年の識語を欠く。そのためであろう、撰者を、信西、或いは、重盛に擬そうとする説が附加される。従って、一巻本系統の本文は、二巻本の後に成立したとみるのが穏当と思われる。

・C類本

この本は、本文が極く短く、内外典よりの引用も諸本に比して遥かに少いので、抄略本とも云えようが、篇数は二巻本に一致し、八十一篇を完備する。篇数（ママ）も、仁、一ヶ所に、内閣文庫蔵本・松平本が相異する個所は松平本に一致し、他は総て二巻本と同じである。二巻本系統の本にある文永二年の識語は無く、一説として、重盛撰者説を挙げている（従って、重盛云々の有無により、一、二巻を区別することは出来ない）。また、内閣文庫蔵本とこの本にのみ、首に五常に関する記述を据え、更に、「夫五常者…」に始る序文の次に、改めて、五常の別解を掲げるが、これは他の何れの本にもみられない。

諸本[5]を比校するかぎり、松平家披雲閣本上巻[6]以外のすべての本に、後人の手が加えられている痕跡が認められることから、善本に恵まれているとは言い難いようである。

以上の状況をふまえ、本論では、①典籍における引用という観点から見た、中世における流布状況、②享受史上における南都との関わりの有無、③本文伝流史における享受資料所引本文の位置づけを検覈すべく、中世における『五常内義抄』享受について概観し、特に『聖徳太子御憲法玄恵註抄』（以下、「玄恵註抄」）所引本文について検討する。

また、中世後期学問史研究の立場から、『十七条憲法』（以下、「憲法」）を引用する『五常内義抄』と憲法註釈の交叉をめぐる、中世後期学問史の一齣を闡明することをも、併せ目指す。

二、『五常内義抄』の享受について

『五常内義抄』の享受については、『続教訓抄』・『寝覚記』・『三国相伝陰陽輨轄簠簋内伝金烏玉兎集』および『簠簋抄』[7]・『独朗鈔』・『塩嚢鈔』および『色葉字訓』・仮名本『曾我物語』・『雑和集』などが指摘されているが、そのほとんどが、当該典籍の出典としての指摘にとどまり、『五常内義抄』享受という観点からなされたものが少ない―かつ、相互に参照されていない―ため、まづ指摘があるものについて、以下に概観することとする。[8]

まづ、同時代の典籍である『続教訓抄』との一致[9]について見ると、

▼『続教訓抄』八

五常

仁義礼智信也。（中略）仁ト云ハ慈ナリ、不殺生戒也。故ニ心ニ慈悲アリテ万ノ事ニ付テ哀ミ悲ムナリ。又云。（中略）義ト云ハ和也。不偸盗（フチウトウ）戒也。故ニ心ニ由アリ。テ万ノ事ヲ和ケテ強キコトナキヲ云ナリ。又云ク。（中略）礼ト云ハ順ナリ。不邪婬（フジヤイン）戒也。故ニヨロツニツヤア（ママ）リテ何事ニモ随テ申（ママ）也。又云。（中略）智ト云ハ賢ナリ。不飲酒（ノマレシ）戒[10]也。故ニヨロツニシトケナキ事ナクシテ、内外ニ付テカシコキヲ申セ。（ママ）又云ク。（中略）信ト云ハ貞ナリ。不妄語戒也。故万ノ事ヲウタカフ心ナクシテ思ヒサタメテ虚言ナキヲ貞トハ申ナリ。又云。（中略）此五常ヲ全クスル人ハ災害ヲノツカラ去リ運命久クタモツ

『五常内義抄』仁（松平家披雲閣本）

仁者慈悲（他本「慈」[11]）ナリ　不殺生戒

仁ハ慈也ト申ハ、心ニ慈悲在テ、何事（内閣文庫本「ヨロツノ事」）ニ付テ、哀悲ヘシ、

『五常内義抄』義（松平家披雲閣本）

義ハ和也　不偸盗戒

義者和ナリト申ハ、心ニ由アリ、万事和テ忤（補入）ヘキ（内閣文庫本「強キ」）事無キヲ申ナリ、

『五常内義抄』礼（松平家披雲閣本）

礼者順也　不邪婬戒

□礼者順也ト申ハ、人ハ（内閣文庫本「万ニ」）カマヘテ（補入）（他本「カマヘテ」なし）心ニ敬有テ、何事モ能ニ（他本「能ニ」なし）随ヲ云ナリ、

『五常内義抄』智（松平家披雲閣本）

智者賢（ケン）也　不妄語戒[12]

智トハ賢也、ト申ハ、万ニ四度計ナキ事ナクシテ、内外ニ付テ、賢ヲ申ナリ、

『五常内義抄』信（松平家披雲閣本）

信者貞也　不飲酒戒

信ハ貞也ト申ハ、諸事ニウタカヒヲナサズ（内閣文庫本「万事ヲ疑心無」）、思定テ虚言ナキヲ、貞ト申ナリ、

五常配当箇所に関して、右のごとく、同文関係が確認できるので、『続教訓抄』が、『五常内義抄』か、同書と密接な関わりがある典籍から、当該箇所を引用していると見て、あやまつまい。[13]

つぎに、南北朝期の典籍としては、天台典籍である『独朗鈔』に関して、牧野和夫氏[14]による、左のごとき指摘があるが、「孔子（小児）論云」として片々たる佚文を収める『五常内義抄』が、南北朝初期に日蓮宗内、天台叡山内において活用されていたことは、康永三年成中山法華経寺第三世日祐『本尊聖教録』に「五常内義抄上下二帖」と著録を見、成立が明応五年頃以前に遡りうる叡山西谷行光房円俊撰とも伝える『独朗鈔』に「五常内義抄云」との引文をみることによって知られる。

稿者未見のため、詳細は不明であると言わざるを得ない。

そこで、「五常内義抄」とはしないものの、明示的に引用していることが確認できる例として、行誉『壒嚢鈔』[15]を見ると、

▼『壒嚢鈔』六

亦玄恵法印ノ抄ニ云。晴ノ座ニテ。酒ヲ飲ニハ。必ス三遅ト云テ。ヲソキ事アルベシ。一ニハ人ノ手ヨリ酒器ヲ受ルニ。无二左右一。不二請取一問遅シ。二ニハ請取テ酒ヲ受テモ聽テ不レ飲人ノ目ヲ懸ル時飲間遅シ。三ニハ飲テ後。人ノ飲ニモ左右ナク。不二請取一間遅シ。故ニ酒ヲ三遅ト云也。

『五常内義抄』礼五（内閣文庫本）

第五、禊座ニテ、酒ヲ呑マンニ、必三遅ト云テ、三ノ遅コトアルベシ、一ニハ、人ノ手ヨリ酒盃ヲ受モ、無二左右一不二請取一間ク遅ク、二ニハ請取テ、酒ヲ受テモ、聽テ不レ呑シテ、人ノ目ノカ、ル時呑ム間遅シ、三ニハ呑テ後、人ノ指事無二左右一与ユル（吉田幸一氏蔵本「セサル」）間遅シ、故ニ三遅ト云、

▽国会図書館本『和漢朗詠注』九月九日

三遅ト者、酒ノ名也。坏ニ有二三遅ノ礼一。無左右一坏ッキヲ不ニ請ケ取一ラ、一遅。請テ後、懸テ人ノ目一ヲ、無二左右一不レ飲、二ノ遅。飲テ後、坏ヲ引ヒカヘテ、無二左右一不ル指一サ、三ノ遅。

「玄恵法印ノ抄」に関して、右のごとく、『五常内義抄』非五常配当箇所との同文関係が確認できるので、「玄恵法印ノ抄」が『五常内義抄』である可能性は高いと言える。

先行研究では指摘されていない、引用を明示しない箇所においても、

▼『壒嚢鈔』二

於二神社一三祭文等ノ詞ニ再拝々々トアルハフタ、ヒヲガム上云心歟尤其義也仏ヲハ三度拝ム法報応ノ三身ノ徳マシマス故也神ヲバ二度ヒ礼ス本地垂迹ノ徳マシマスカ故ニ貴人ヲハ一礼ス当時ノ威徳ヲ貴ノ心也サレハ本文ニ云ク三宝ニハ尽二三礼一ヲ神明ニハ致二再拝一ヲ人間ニハ成二ト一礼一ヲ々節ノ事尤モ習ヘシ礼楽射御書数ト云ヘハ已ニ六芸ノ第一也サレハ礼記ニハ礼義三百威儀三千ト云リ不レンハ学レヒ詩无二以ヲ言一フコト也

不レハ学ヒ礼ニ无シ以テ立テルコトト云ハ〈取意〉魯論ノ名言庭訓ノ濫觴也然レハ太子ノ憲法ニハ上不レ礼而下非レ斉ハ礼以テ必ス有レ罪是ヲ以テ君臣有レ礼ィ位次不レ乱ト侍ヘリ

『五常内義抄』礼一（松平家披雲閣本）

第一ニ仏ヲ礼シ奉ルニハ、三礼スヘシ、神ヲ礼シ奉ルニハ、二礼スヘシ、貴人ヲバ、一礼スヘシトイヘリ、其故ハ、仏ヲ三礼シ奉ル事ハ、仏ニハ、法報応ノ三身ノ徳在ス故、三度礼シ奉ルヘシ、神ヲ二礼シ奉ハ、本地垂迹ノ二ノ徳マシマス故ヲ、二度礼シ奉ルナリ、サレハ再拝ト申也、又貴人ヲ一礼スルハ、当時ノ威徳ヲ礼スルナリ、太子ノ憲法ニ曰、上不レハ礼而下不レ斉、下無レ礼以必有レ罪、是以、君臣有レハ礼位次不レ乱、百姓有レハ礼、国家自治ト云リ、

▽『童子教』

三宝ニハ尽ニシ三礼一ヲ神明ニハ致ニシ再拝一ヲ人間ニハ成ニセ一礼一ヲ

右のごとき一致が確認できるので、「玄恵法印ノ抄」を『五常内義抄』と見て、大過はないだろう。

それを間接的に裏づける資料として、叡山僧種運『色葉字訓』を見ると、

▼『色葉字訓』下

酒壺者謂ク酒器ヲ請取ル処ニ請取テ飲ム間飲終テ人ニ渡処ヲ已上三遅也　玄恵法印五常内義抄ノ註ニ見タリ

『塩嚢鈔』六

亦玄恵法印ノ抄ニ云。晴ノ座ニテ。酒ヲ飲ニハ。必ス三遅ト云テ。ヲソキ事アルベシ。一ニハ人ノ手ヨリ酒器ヲ受ルニ。无ニ左右一。不ニ請取一問遅シ。二ニハ請取テ酒ヲ受テモ聽テ不レ飲マ人ノ目ヲ懸ル時飲間遅シ。三ニハ飲テ後。人ノ飲ニモ左右ナク。不ニ請取一間遅シ。故ニ酒ヲ三遅ト云也。

▽『古事因縁集』下

又玄恵法印ノ抄ニ云晴ノ座ニテ酒ヲ飲ニハ必ス三遅トテヲソキ事可有一ニ人ノ手ヨ酒器ヲ受无左右不請取間遅シ一ニハ請二取テ酒一ヲ間遅シ故ニ酒ヲ三遅ト云也

右は、木村晟氏他が指摘するごとく、主要典拠である『塩嚢鈔』によっていると見るべきものであるが、「玄恵法印ノ抄」を「玄恵法印五常内義抄」としている点が注目される。ただし、それが、『色葉字訓』編者の所為であるかは、必ずしも明らかではない。

そこでつぎに、「五常内義抄」と明示して引用している例として、『雑和集』を見ると、

▼『雑和集』中

五常内義抄云、人集て歌よむ事ありけるに、三月尽の心を折しも小の月なりけるを、藤原長能が歌云、

こゝろ憂き年にもある哉廿日余り九日といふに春の暮ぬる

と読たりければ、大納言公任卿とりもあへず、されば今

年の春は只廿九日のみあるかと難じたりければ、長能あは候はせられぬと思けるよりむねふさがりて、後はものもくはれず、次第に衰へてやがて死にけり。惣じて物を難ぜん事旁有べからず。

『五常内義抄』礼十六（内閣文庫本）

又人々多ク集テ、哥ヲ読事有ケルニ、三月尽ノ心ヲ折節（他本「折シモ」）少（版本「小ノ月」）ナリケルヲ、藤原長能哥云心憂キ年ニモ有哉廿日アマリ九日ト云ニ春ノ暮ヌルト読タリケルヲ、大納言公任取アヘズ、サレバ、今年ノ春ハ、只廿九日ノミアルカト難セラレタリケレバ、長能アハ被レ難ヌルヨト思ケルヨリシテ、胸フトリテ（松平家披雲閣本「フサガリテ」）、後ニ物モ不レ食、次第ニ衰テ驕テ死ニケリ、惣シテ物ヲ難スル事、旁不レ可レ有

明確に、『五常内義抄』が引用されていることが認められるが、『雑和集』の場合、近世初期成立の可能性が排除できない点に問題を残す。

以上の例からも、中世において、『五常内義抄』、および、同書と密接な関わりがある典籍が流布していた可能性は想像されるのであるが、『五常内義抄』自体の享受を考えるとき、なお検討の余地があることは、言を俟たないだろう。

ただ、その際、『五常内義抄』か否かの確定に困難が伴うことは、如上から、容易に推測されるところである。よって、享受の実態と認定の便宜上、①五常配当箇所に関する一致、②引用本文に関する一致、③地の文における一致に分類し、以下に考覈することとする。その考察の過程で、教訓書をめぐる、書物の網の目と学問の一端を明らかにすることが、本節のもうひとつの目的である。

第一に、五常配当箇所に関する一致について検討する。

まづ、断片的な一致が確認できる例として、世阿弥『六義』[20]を見ると、

▼『六義』

頌曲　強細風〈第七〉是なり。（中略）但、強きに心得べき事あり。仁・義・礼・智・信に、義を「和なり」と注せり。義は強き心かなるを、「和らぐ」と也。然者、和らぎて負けぬや、強きならん。毛詩云、「治れる代の声は、安して以て楽しむ」と云々。治まるは、強き儀也。返々、和らぐは強き道かと見えたり。

『五常内義抄』義（内閣文庫本）

義ハ和也　不偸盗戒

義者ハ和也ト申ハ、心ハヨシ有テ、万ノ事ヲ和ケ強キ事ノ無ヲ申也、

▽真福寺蔵『仏法最初弘仁伝』[21]太子二十一歳条

五常者、内典ニハ五戒也。仁義礼智信ノ五也。又ハ、慈和順賢真ノ五也。

傍線部・二重傍線部において、『五常内義抄』との類似が確認できる。傍線部は、「五常の「義」に「和なり」と注した

注釈によるらしいが、典拠不明[22]」とされる箇所であるが、「五常を五戒と結びつけ、更に、慈・和・順・賢・貞とも関連して解するような例は」「比較的稀である[23]」ことを併せ考えれば、『六義』と、『五常内義抄』か、同書と密接な関わりがある典籍との交渉の可能性は、（文字通りの意味において）皆無ではないだろう。しかし、右が、依拠関係の認定に適さない例であることは、言を俟たない。

そこでつぎに、五常配当箇所複数箇所との同文的な一致が確認できる例として、永禄二年本『節用集』「五常」項[24]を見ると、

▼永禄二年本『節用集』

五常〈仁義礼智信〉仁ハ者忘レテ自ヲ恵レミ他ヲ救レイ危キヲ助レケ極於レ物先トシレ有忘ルレ憐ヲ禍イフレ仁ハ義者冨ト
乎施ヨ施ヨ施ヨ

寛文五年写本「序」と近似することが確認できるが、右は、『五常内義抄』諸本のなかでは、上記、近世の本二本にのみ見られる記事であること、版本は、諸本共通記事＋『節用集』等と一致する記事という構成になっており、神原文庫蔵寛文五年写本は、他本に見えない「五常の別解」[26]を「序」に記すという形式を採っていることから、『五常内義抄』版本・神原文庫蔵寛文五年写本が、『節用集』等によって、増補していると考えられる。よって、『五常内義抄』享受という問題とは無関係であることがわかるが、版本と神原文庫蔵寛文五年写本のあいだに明確な依拠関係が見出せない点、および、右五常説の淵源が伝覚如『直心集』（観応元年成立）以前に遡り得る点は、興味深いところである。

▽『直心集』

水イタツテキヨケレハ、魚スマス。人イタツテ潔ナレハ、友ナシ。サレハ五常ヲオシユルコトハニモ、スヘテモノコトニ、ナサケヲサキトシテ、アハレミノコ、ロアルヲ仁トシ。衆ニマシハリテ、アラソフコトナク、謙ヲマモリテ、アヒユツルコ、ロヲ義トシ。臣ハキミヲタツトミ、オヨソカミニヰテモアナトラス、シモニアリテモ、ミタレサルヲ礼トシ。モロ〳〵ノフミヲマナヒテ、大カタミタヒオモヒテ、是非アキラカニサトルヲ智トイヒ。コ、ロスナホニ、コトハタ、シク勤メヲコナフコト、コト〳〵クマコトニシテ、イツハリナキヲ信トストイヘリ已上。

つぎに、五常配当箇所諸本共通記事との同文的な一致が確認でき、かつ、先後関係が明瞭な例として、『続教訓抄』を主要典拠とする豊原統秋『體源抄』[27]を見ると、

▼『體源抄』一

仁者慈悲也則不殺生戒也　慈悲也ト申ハ心ニジヒアリテ万事ニ付テ愍（アハレミ）悲（カナシム）ナリ

義者和也　則不偸盗戒也　義ハ和トハ心ニヨシアリテ万事ヲ和ケコワキ事無ヲ申也

礼者順也　則不邪婬戒也　礼ハ順トハ万ニ敬アリテ何事モ順ヲ申也

智者賢也　則不妄語戒也　智ハ賢トハ万ニ四度計ナキコト無内外ニ付テ賢ヲ申也

信者貞也　則不飲酒戒也　信ハ貞トハヨロヅノ事ヲウタカウ事ナク、思定テソラゴト無ヲ貞トハ申也。此五常ヲ朝夕コ、ロニカケテ思振舞者何ニツケテモ世ニハヲノヅカラ便トナルベシ、身体ワロキ者ヲハ人ノアワレム事未ナキ者也、能々可見之

『五常内義抄』仁（松平家披雲閣本）

仁者慈悲ナリ　不殺生戒

仁ハ慈也ト申ハ、心ニ慈悲在テ、何事（内閣文庫本「ヨロツノ事」）ニ付テ、哀悲ヘシ、

『五常内義抄』義（松平家披雲閣本）

義ハ和也　不偸盗戒
義者和ナリト申ハ、心ニ由アリ、万事和テ忤ヘキ（補入）（内閣文庫本「強キ」）事無キヲ申ナリ、
『五常内義抄』礼（松平家披雲閣本）
　礼者順也　不邪婬戒
□礼者順也ト申ハ、人ハ（内閣文庫本「万ニ」）カマヘテ（補入）（他本「カマヘテ」なし）心ニ敬有テ、何事モ能ニ（他本「能ニ」なし）随ヲ云ナリ、
『五常内義抄』智（松平家披雲閣本）
　智者賢（ケン）也　不妄語戒
智トハ賢也、ト申ハ、万ニ四度計ナキ事ナクシテ、内外ニ付テ、賢ヲ申ナリ、
『五常内義抄』信（松平家披雲閣本）
　信者貞也　不飲酒戒
信ハ貞也ト申ハ、諸事ニウタカヒヲナサズ（内閣文庫本「万事ヲ疑心無」）、思定テ虚言ナキヲ、貞ト申ナリ、

▽『続教訓抄』八
　五常
仁義礼智信也。（中略）仁ト云ハ慈ナリ、不殺生戒也。故ニ心ニ慈悲アリテ万ノ事ニ付テ哀ミ悲ムナリ。（中略）義ト云ハ和也。不偸盗（フチウトウ）戒也。故ニ心ニ由アリ。テ万ノ事ヲ和ケテ強キコトナキヲ云ナリ。（中略）礼ト云ハ順ナリ。不邪婬（フジヤイン）（ママ）戒也。故ニヨロツニツヤアリテ何事ニモ随（ママ）テ申也。（中略）智ト云ハ賢ナリ。不飲酒（フヲンジユ）戒也。故ニヨロツニシトケナキ事ナクシテ、内外ニ付テカシコキヲ申セ（ママ）。（中略）信ト云ハ貞ナリ。不妄語戒也。故万ノ事ヲウタカフ心ナクシテ思ヒサタメテ虚言ナキヲ貞トハ申ナリ。（中略）此五常ヲ全クスル人ハ災害ヲノツカラ去リ運命久クタモツ

右のごとく、『五常内義抄』五常配当箇所との同文的な一致が確認できる。『続教訓抄』に見える記事であるが、二重傍線部から、『五常内義抄』か、同書と密接な関わりがある典籍からの引用であることが認められるだろう。

　このほか、同文的な一致というレベルではないが、永禄二年本『節用集』「五常」項と同様の記事を有する弘治二年本『節用集』の附録に関しても、

▼弘治二年本『節用集』附録
仁義礼智信　仁ハ慈也不殺生　義ハ和也不偸盗　礼ハ順也不邪婬　智ハ賢也不忘語（ママ）　信ハ貞也不飲酒

『五常内義抄』仁（吉田幸一氏蔵本）
　仁ハ慈也　不殺生戒
『五常内義抄』義（吉田幸一氏蔵本）
　義ハ和也　不偸盗戒
『五常内義抄』礼（吉田幸一氏蔵本）
　礼ハ順也　不邪婬戒
『五常内義抄』智（吉田幸一氏蔵本）

智ハ賢也　不忘語戒（ママ）

『五常内義抄』信（吉田幸一氏蔵本）

信ハ真（ママ）（他本「貞」）也　不飲酒戒

▽『聖徳太子伝拾遺抄』[28]太子二十一歳条

五常ト者内典ニハ殺盗婬妄沽酒也外典ニハ仁義礼智信也又ハ慈和順賢貞也

右のごとく、『五常内義抄』五常配当箇所との部分的な一致が確認できる。弘治二年本『節用集』が、別に「五常」項を有し、かつ、右が他系統の『節用集』に見えない記事であること、および、信を不妄語戒ではなく不飲酒戒に配当している点、五常を慈和順賢貞と釈している点で一致していることを考量すれば、『五常内義抄』か、同書と密接な関わりがある典籍からの引用の可能性が想定されてよい。

その他、同文的な一致というレベルではないものの、五常配当箇所に関する一致が確認できるものとして、四天王寺本（旧山田本）『太子伝』[29]・『塵荊鈔』[30]があげられる。

▼四天王寺本『太子伝』太子三歳条

又人ニ五常ト云事アリ仁義礼智信是ノ五ナリ是ヲ内典ニテハ則五戒ニ象トル也仁ト云ハ慈ノ心也物ヲ哀ム事也是ヲ不殺生戒ニ当也（カタ）又義ト云ハ和ナル心也不和ナル物ヲ和合ト成也是ヲ不偸盗戒ト云也礼ト云ハ順フ心也若又不ル順時ハ世之乱ト成レリ是ヲ不邪婬戒ト云也智ト云ハ賢ナル心也賢人ノ方ニハ虚ナル振舞ナシ是ヲ不忘語戒（ママ）ト云也信ト云ハ貞（テイ）サタムト也心ヲ定メテ不狂乱是ヲ不飲酒戒ト云者也

四天王寺本『太子伝』太子三十三歳条

五常ニハ仁者五ニ可レ（キ）亘ル問タ義ヨリ始ル也義ト者和ナル意ナリ是ヲ五戒ニハ不偸盗戒ニ当レ（ッ）之ヲ諸事ヲ和ケテ心ニハ由有テ（ヨシ）無レ（シ）忤事且任レ（テ）理ニ多分ニ随テ偏執無ヲ義ト（コトハリ）ハ云也

▼『塵荊鈔』一

玉若殿問テ云ク、只今師匠ノ曰ナル五常六度ノ濫觴、如何ガ候哉ト。花若殿答給フ。其ノ五常者、儒道ニハ仁義礼智信、仏教ニハ不殺生、不偸盗、不邪婬（イン）、不忘語（ママ）、不飲酒ノ五戒ニ当レリ。仁ト者慈悲ノ性達也。悲心ヲ専ニシ、上ヲ敬、下ヲ愍（アワ）レム心也。然レバ、博済、寛恕、慈順、釈冤、責己等、第一不殺生戒ニ当ル。（中略）義ト者剛強之決断厳律ノ義、正理ノ道也。又和グ也。柔和忍辱ニシテ義理ヲ正スル心也。忠孝友悌（テイ）廉潔知恥教子等、第二不偸盗戒ニ当ル。又不瞋恚（シンイ）戒也。（中略）礼ト者上下ノ彰明（アヤ）礼譲ノ行也。先正直ニシテ分別ノ心ナク、上ヲ蔑（ナイガシロ）如ニセズ、下ヲ軽慢セザル也。恭敬謙遜（ケウケイソン）和睦節約等、第三不邪婬戒ニ当ル。智ト者静留誡賢也。憲法ニシテ冨而テ不レ驕ヲ、貧（マヅ）シウシテ而不レ諛（ヘツラ）ハ、誤（アヤマ）ツ心無キ也。量度精勤畏法通達知退等、第四不妄語戒ニ当ル。信ト者順理ノ決（ケツ）断（ダン）也。誠信之徳、廉直也、貞也。其心真実ニシテ物ニ移ラザル也。至誠近義崇敬如約等、第五不飲酒戒ニ当ル。

『五常内義抄』序（内閣文庫本）

五常者〈或云、五徳又云五孝〉仁、義、礼、智、信潜通也、所謂、仁〈慈悲性達〉義〈剛強決断〉[31]礼〈上下彰明〉智〈静留識賢〉信〈順理決貞〉

四天王寺本『太子伝』[32]・『塵荊鈔』に関しては、独自記事が多く、典拠を確定し難いところがあるが、二重傍線部から、『五常内義抄』か、同書と密接な関わりがある典籍からの引用である可能性が高いと言える。

以上は、『五常内義抄』と密接な関わりがある同類の典籍の存在の有無―また、『六義』・弘治二年本『節用集』など、断片的な一致の場合、孫引の可能性―が認定の障碍となるが、現段階では、そのような典籍の存在は報告されていないので、特徴的な一致を示すものに関しては、差当り、『五常内義抄』によると見て、大過ないだろう。

第二に、引用本文に関する一致―すなわち、類書的利用の可能性―について検討する。

まづ、一箇所のみ一致が確認できる例として、世阿弥『花鏡』[33]を見ると、

▼『花鏡』

都にては、目利きの中なれば、少しも主に覚えず住する所、やがて見物衆の気色にも見え、または讃談・褒貶にも耳を打たすれば、連々悪き所除きて、よき功ばかりになれば、磨き立てられて、おのづから、玉を磨くがごとくなる功の入るなり。「曲逢麻の間に生ふる時は、矯めざるにおのづから直し。白砂土中にある時は、これみな共に黒し」と言へり。都に住めば、よき内にあるによつて、おのづから悪き事なし。

『五常内義抄』義一（松平家披雲閣本）

第一云、人ハイカニモ、朝夕ナツサウ友ニアルヘシ、サレハ論語ニ云ク、曲ル蓬麻ノ中（他本「間」）生ル時ハ、タメザルニヲノツカラ直シ、白砂泥ノ中有時、是モ皆黒シト云ヘリ、又人ノ心ハ白糸ノ如シ、染ニ随テ、赤モ青モ、色々ニナルナリ、其様ナツサウ友ニ随テ、サマ〳〵ノ心ハ出来ナリ、サレハ朝夕、吉人ニナレムツフヘシ、

▽『続教訓抄』六

論衡云ク、蓬ハ麻間ニ生不扶自ラナヲシ、白砂クリニイルトキハソメサルニ自ラクロシ、

傍線部に関して、右のごとく、『五常内義抄』との一致が確認できる。『五常内義抄』二重傍線部は、諸註釈に指摘のある『大戴礼』よりも、『花鏡』に近い[34]が、片々たる記事一箇所のみの一致では、当然のことながら、偶然の可能性は否定できない。

そこでつぎに、複数箇所の一致が確認できる例として、『寝覚記』[35]を見ると、

▼『寝覚記』下

亦勝負は諍論のもとひなり。詩哥の勝負などは、意趣ふ

かきにつけてやさしかるべし。その外の勝負はこのむべからず。雑宝蔵経には勝事をえつればうらみを増長す。まけぬれば憂苦をます。勝負をあらそはざる、そのたのしびもとも第一なりといへり。又止観にはかつものは慢悦に堕し、まけぬれば憂獄にしづむといへり。まことに人のたからをえて、人のそねみをのこし、我たからをとられて恨をおこす。

『五常内義抄』義十三（松平家披雲閣本）

第十三云、人ハ勝負ノ道ヲ朝夕好不可、（中略）サレハ雑宝蔵経云、勝事ヲ得ツレハ、怨ヲ増長ス、負ヌレハ、則憂苦ヲ増、勝負ヲ諍ハサレ、其楽尤第一（ナ）リト云ヘリ、又止観ノ第十云、勝レハ（内閣文庫本「勝ッ者ハ」）慢境ニ堕シ、負ヌレハ憂獄ニ沈ト云ヘリ、

▼

『寝覚記』上

又ものをおもひしのばずして、心のまゝにしんゐをおこしてしやうがひをうしなひ、はういつじやけんのふるまひをして、人に思おとされ、なをおとす事あり。①宝積経にいはく、もし人くどくをつくる事、須弥山のごとくにすとも、一たびしんゐをおこせば、一ときにみなせうめつすといへり。②または、一念瞋意のほのほは、倶毘功のぜんこんをやくともいへり。人にしんゐをおこさするふるまひをしつれば、わが瞋意をおこせるにおなじ。

『五常内義抄』義九（松平家披雲閣本）

第九云、人ハ余ニ腹悪カルヘカラス、（中略）サレハ或文ニ云、②一念瞋恚ノ炎倶胝劫ノ善根ヲ焼、刹那ノ怨害ノツミハ、無量生ノ苦報ヲ得ト云ヘリ、又①宝積経ニ曰、若人功徳ヲ作事須弥山ノ如クナレトモ、一度瞋恚ヲ発ヌレハ、一時ニ（内閣文庫本「皆」あり）消滅スト云ヘリ、故ニ何ニモ腹立トモ、思シツメテ穏シカレトナリ、

▽『上宮太子拾遺記』四→①

瞋恚過失事。

大宝積経云。若人造二功徳一積如二須弥山一。一起二瞋恚心一即時消滅。文

▽『二十五三昧式』→②

次修羅道ト者。常ニ含二瞋恚一ヲ。鎮ニ懐二ケリ忿毒一。（中略）況ヤ一念瞋恚ハ。焼二キ倶胝劫善根一ヲ。刹那ノ怨害ハ。招二クヲ無量生苦報一ヲ。

▽『宝物集』二→①②

しかのみならず、一生涯の間つくる所の善根、毘布羅山といふ高き山のごとくつもるといへども、一念の瞋恚をこせば、瞋恚の炎のために、善根の薪やけうす。されば経に云、

若人造二功徳一　積如二須弥山一

一起二瞋恚〔心〕一　一時皆消滅

右のごとく、複数箇所において、引用本文とその組合せの一致が確認でき、また、後者と同様の例は、『因縁抄』[37]においても、

確認できるが、

▼『因縁抄』

一、瞋恚ノ事

瞋恚ト者、修ラ道ノ根本也。一念瞋恚ノ炎ニハ、焼ク九昵劫（マヽ）ノ善根ヲ。刹那怨害ノ失ニ依テハ、招ク無量生ノ罪ヲ云云。『宝積経』云、「若人造功徳、如須弥山ニ、一度発セノ瞋恚ヲ、一時ニ消滅ス」ト云云。

『五常内義抄』義九（松平家披雲閣本）

第九云、人ハ余ニ腹悪カルヘカラス、（中略）サレハ或文ニ云、一念瞋恚ノ炎倶（他本「九」）胝劫ノ善根ヲ焼、刹那ノ怨害ツミハ、無量生ノ苦報ヲ得（神原文庫蔵寛文五年写本「招ク」）ト云ヘリ、又宝積経ニ曰、若人功徳ヲ作事須弥山ノ如クナレトモ、一度瞋恚ヲ発ヌレハ、一時ニ消滅スト云ヘリ、

これらは、要文集などが共通の典拠である可能性を否定できない点に、問題を残す。

ただ、『因縁抄』の場合は、

▼『因縁抄』

一、物ヲ不可難（小）ス事

三月尽ノ意ヲ、折節、少ノ月也ケルヲ、藤原ノ長能ノ哥ニヨム。

心ウキ年ニモアルカナハトカアマリコ、ノカト云ニ春ノ暮ヌル

トヨメリ。而ルヲ、大納言公任（キンタウ）、トリアエス、「サレハ、今年ノ春ハ、只廿九日アル歟」ト難シタリケレハ、長能、アハ難セラレヌ、ト思ケル程ハ、ムネフサカリテ物モイワサリキ。次第ニ衰ヘヤセテ死ケリ。走骨（ママ）ニ物ヲ不難一者也云云。

『五常内義抄』礼十六（書陵部本）

第十六ニ、人ノセン事ヲ左右ナク難スヘカラス、（中略）又人々集ノ詞読事アリケルヲ、三月尽ト云心ヲヨムル（内閣文庫本「ヨムル」なし）折シモ（他本「折節」）、小（版本「小ノ月」）ナリケレハ藤原長能ノ歌ニ

心ウキ年ニモ有カナ廿日アマリ九日ト云ニ春ノ暮（ママ）スル

ト読タリケルヲ、大納言公任トリアエス、（他本「サレバ」あり）今季ノ春ハタ、廿九日アルカト難シタリケレハ、長能アハ難セラレヌト思ケルヨリ、胸塞テ後ハ物ヲモ云ス、次第ニ衰（ヲトロ）ヘテ、ヤカテ死ニケリ、都テ物ヲ難セン事、努々アルベカラス、見（ミル）所少（スク）ナケレハ疑所多ト云本文アリ

右のごとく、地の文に関して、『十訓抄』・『沙石集』よりも、『五常内義抄』に近似する記事が確認できるので、二例を併せ考えれば、『五常内義抄』による可能性が想定されてよいかもしれない。(38)

つぎに、同じく類書などが共通の典拠である可能性は排除し得ないとはいえ、出典が確認できない例として、『横座房物語』(39)を見ると、

▼『横座房物語』

①鸞皇帝ノ代ニ、咔（レ）ヘテ籾ヲ飛ト来リ、入（レ）テ水ニ混（レ）シ羽ヲ、〔三水＋丙〕（レ）ヒテ泥捨（レ）ツ籾ヲ、件ノ稲、秋半ニ、一本ニ千枝、米

一粒ノ長キ事、四寸八分、輪リ三寸也、皮ノ長五寸四分、一穂ニ三百余粒アリト

此鳥、春秋ノ知有テ、①戊巳ノ日、不レ作レ巣ヲ、此レ恐レル土ヲ心ナルヲ歟、或ノ当ニ社日一ニ故歟

『横座房物語』

黄鵠ト云鳥ハ、為レ死セントス向レテ子、喚ニハ子安々々一ト、其ノ子必ス活ル、②鵲ノ巣ハ、開レ口ヲ背ニ大歳ノ方一ヲ

『横座房物語』

③鹿ハ、驚怖ヲ苦トシテ、③向ニテ玉女方一ニ、必臥ス

『横座房物語』

④鰈ハ、向レテ湊方違スト云リ、此魚ハ、階老ノ契リ朕故ニ、重レネ鰭比目泳ク、依レテ之ニ、魦〔魚偏＋目〕云フ

『横座房物語』

左ハ螻ハ、当ニテ上絃ノ月ノ光一ニ飛、不レ飛ニハ余ノ時一ハ、⑤蚓ハ、蟠ルニモ向ニフト王相ノ気一ニ云ヘリ

『五常内義抄』礼十二（内閣文庫本）

第十二、世間ヲ執セム日ハ、無相ヲ不可立ト云ハ、堅牢、地ニ在、星宿頂ニ見給フ、五行身ニ備ヘタリ、神明正直ヲ守ル故ニ、畜生ニ至ルマテ、其礼ヲ不失ト云リ、サレハ史記云、⑤蛇ハ蟠ルニ王相ノ気ニ向ヒ、②鵲ノ巣ハ口ヲ開事、太歳ノ方ヲ背キ、①鷲ハ戊己（他本「巳」）日栖（他本「巣」）ヲ不レ造、③鹿ハ玉女ノ方ニ向テ臥シ、④王余魚ハ、湊ニ向テ方ヲ違スト云リ、何ニ況ヤ人倫ニ於テ乎、但シ覚リ無ラム人ハ不レ及ハ沙汰一ニ

一例のみではあるものの、右のごとく、「史記云」とする本文に関して、『五常内義抄』との一致が確認できる。右は、『史記』に見えず、また、一部類似の記事が『博物志』の文として類書に見えるが、『史記』の文とはしないもので、特に二重傍線部において、『五常内義抄』が最も近似するため、『五常内義抄』か、同書と密接な関わりがある典籍[40]からの引用である可能性が高いと言える。

その他、『五常内義抄』の類書的利用に関する指摘があるものとして、仮名本『曾我物語』があげられるが、最新の研究である村上美登志氏「仮名本『曾我物語』攷―太山寺本の故事成語引用をめぐって―」[41]に至るまで、続群書類従本（書陵部本）のみを参照している点に問題がある。

そこで、あらためて、『五常内義抄』諸本と対照すると、出典が確認できないものや、出典と言辞が異なる例として、

▼仮名本『曾我物語』五（彰考館本）

史記の言をはきゝ給はすや、①虵はわたかまれとも生気の方にむかひ、②さきは太歳の方を背けて巣をひらき、③つはめはつちのえつちのとに巣をくいはしめ、④王余魚は湊にむかいてかたたかへす、⑤鹿は玉女にむかひて臥し候なる、かやうなるけたものたにも、分にしたかふ心はあるそとよ、

『五常内義抄』礼十二（内閣文庫本）

第十二、世間ヲ執セム日ハ、無相ヲ不可立ト云ハ、堅牢、

地ニ在、星宿頂ニ見給フ、五行身ニ備ヘタリ、神明正直ヲ守ル故ニ、畜生ニ至ルマテ、其礼ヲ不失ト云リ、サレハ史記云、①蛇ノ蟠ルニ王相ノ気（吉田幸一氏蔵本「生気」）ニ向ヒ、②鵲（松平家披雲閣本「鷺」）ノ巣ハ口ヲ開事、太歳ノ方ヲ背キ、③鷰ノ戊己日栖（他本「巣」）ヲ不レ造、⑤鹿ハ玉女ノ方ニ向テ臥シ、④王余魚ハ、湊ニ向テ方タ違スト云リ、何ニ況ヤ人倫ニ於テ乎、但シ覚リ無ラム人ハ不レ及ハ沙汰一ニ

▽『五常内義抄』礼十二（続群書類従本）

史記云。蛇ハワダカマレルニ。王相生気ノ方ニ向。鷰ハ戊巳ノ日巣ヲツクラズ。

▼仮名本『曾我物語』一（彰考館本）

漢書を見るに、水至って清ければ底にうほすます、仁いたつて賢なれは内に友なしと見えたり、されはにや、ふきやうまことにたからをおもくして、すけつねか申状たゝさる事こそむねんなれ、月はあきらかならんとすれ共浮雲これをおゝい、水よくすまんとすれ共ていしやこれをけかす、君賢なりといへとも臣これをけがすことはりによりて、

『五常内義抄』義一（松平家披雲閣本）

第一云、人ハイカニモ、朝夕ナツサウ友ニアルヘシ、（中略）漢書云、水至清ケレハ、底ニ魚スマズ、人至テ賢ナルニハ、内ニ友無ト云ヘリ、

『五常内義抄』智二十（松平家披雲閣本）

第廿ニ云、人ノ中ニハ和讒曲節ニシテ、心キタナキ者ヲ召シ仕ヘカラス、帝範ニ云、叢蘭茂ラントスレトモ、秋風是ヲヤフル、王者明ナラントスレハ、讒臣是ヲカクスト云リ、人ノ分際ニシタカヒテ、皆是有ト云リ、主人正直ナレトモ、物（他本「ヲセ物」）ニケガサレテ、主人ノ悪名モ立ナリ、サレハ淮南子ニ云、日月明ナラントスレトモ、浮雲是ヲカクス（内閣文庫本「覆ヒ」）、河水澄トスレトモ、泥沙是ヲケカスト、云云サレハカ、ラン者ヲハ、退テ召仕ヘカラスト云リ、

▽四天王寺本『太子伝』太子三十三歳条

君者賢ニ坐セトモ讒臣其ノ徳ヲ覆フ也淮南子ニ云ク日月明也ト云共浮雲隠レ之河水清シト云トモ泥沙穢レ之

右のごとく、複数箇所において、『五常内義抄』（A類）との一致が確認できる[43]。二重傍線部は、管見のかぎり、中間資料として想定されるべき類書にも見えない言辞であるので、『五常内義抄』か、同書と密接な関わりがある典籍からの引用であることが認められる[44]。

そこで、『五常内義抄』と何らかの関わりがあることを前提として、仮名本『曾我物語』不審箇所を穿鑿すると、

▼仮名本『曾我物語』五（彰考館本）

孔子の言にも、善人にましわれは蘭麝の窓に入かことし、その香のこり、悪人にましはれは鮑魚の獄に入かことし、その臭事のこれりと見えたり、

仮名本『曾我物語』六（彰考館本）

孔子の詞とかや、耳の楽しふ処に慎むへからす、こゝろの嬌たる処に恣ならはされと申せとも、

『五常内義抄』智二十二（松平家披雲閣本）

第廿二ニ云、（中略）亦孔子云、善人居スル時ハ、蘭麝ノ室ニ入カ如シ、人ソノ香事ヲカゞサレトモ、即是ヲ化ス、不善人ノ居スル時ハ、鮑魚ノイチグラニ入カ如シ、人ソノクサキヲカ、サレトモ、亦是ト化スト云リ、抱朴子ニ云、目ノ好所ニハ随ヘカラス、（内閣文庫本「耳ノ之所ニハ楽不レ可レ慎也」あり）口ノタノシム所ニハ随ヘカラス、心ノ欲スル所ニハ恣ニスヘカラス、

仮名本『曾我物語』が、『抱朴子』を出典とする句を、「孔子の詞」とすることに関して―『五常内義抄』との一致度は低いものの―、破線部が、「抱朴子ニ云」が脱落した本によるか、「抱朴子ニ云」を見落としたことのあらわれであると考えることによって、合理的に解釈できるという例が見出せるのである。[45]

以上は、典拠の確定が最もむつかしいものであるが、御伽草子・軍記など、幅広いジャンルの典籍との一致が確認できる点で、さらなる研究の可能性を秘めているものであると考えられる。また、如上を『五常内義抄』によると認めない場合、類書をもととした、さらなる中間資料の存在を想定しなければならないという点でも、注目に値するが、現段階では、『五常内義抄』を有力な典拠候補と見ることに問題はないだろう。

第三に、地の文における一致について検討する。

まづ、一箇所のみ一致が確認できる例として、叡海『一乗拾玉抄』[46]・西教寺本『法華懺法私』[47]、および、真宗談義本である親鸞仮託『一宗行儀抄』[48]・『師長恩重事』[49]を見ると、

▼『一乗拾玉抄』一

付之三宝ニ三礼ヲ致スハ法報応ノ三身ヲ礼スル心也。神明ニ再拝ヲ作スハ本地垂迹ヲ礼スル義也。人間ニ一礼スルハ当体ノ礼也。実ニハ人間ヲモ可三礼一ス。其故ハ我等衆生モ性徳三因仏性ヲ具ル。是レ即チ三身ノ仏性也。此ノ時ハ可三礼一ス也。

『五常内義抄』礼一（松平家披雲閣本）

第一ニ仏ヲ礼シ奉ルニハ、三礼スヘシ、神ヲ礼シ奉ルニハ、二礼スヘシ、貴人ヲハ、一（山田孝雄文庫本「三度」）礼スヘシト云リ、其故ハ、仏（山田孝雄文庫本「みな」）ヲ三礼シ奉ル事ハ、仏ニハ、法報応ノ三身ノ徳在（マシマ）ス故、三度礼シ奉ルヘシ、（山田孝雄文庫本「衆生のふつしやうの三いん、ふつしやうをあらはさんためなり、三ゐんふつしやうとは、しやういんふつしやう、れういんふつしやう、ゐんゐんふつしやうなり」あり）神ヲ二礼シ奉ハ、本地垂迹ノ二ノ徳マシマス故ニ、二度礼シ奉ルナリ、サレハ再拝ト申也、又貴人ヲ一礼スルハ、当時ノ威徳ヲ礼スルナリ、

▽『童子教』

三宝ニハ尽ニシ三礼一ヲ、神明ニハ致ニシ再拝一ヲ、人間ニハ成ニセ一礼一ヲ

▼西教寺本『法華懺法私』上

一。三礼事　仏ハ具二ス法報応身一ヲ故ニ致二ス三礼一ヲ。神ニハ備ニ二ル本地垂迹一ヲ故ニ再拝ス。人者当時威徳故ニ成二ス一礼一ヲ云々

『五常内義抄』礼一（松平家披雲閣本）

第一ニ仏ヲ礼シ奉ルニハ、三礼スヘシ、神ヲ礼シ奉ルニハ、二礼スヘシ、貴人ヲバ、一礼スヘシトモ云リ、其故ハ、仏ヲ三礼シ奉ル事ハ、仏ニハ、法報応ノ三身ノ徳在（マシマ）ス故、三度礼シ奉ルヘシ、神ヲ二礼シ奉ハ、本地垂迹ノ二ノ徳マシマス故ニ、二度礼シ奉ルナリ、サレハ再拝ト申也、又貴人ヲ一礼スルハ、当時ノ威徳ヲ礼スルナリ、

▽西教寺本『法華懺法私』下

一。瞋恚ヲハ譬レ火ニ俄ニ起テ事ヲ損ル也　①宝積経ニ云。若人造二コト功徳一ヲ猶如ニモ須弥山一ノ。一ニ起二セハ瞋恚心一ヲ一時ニ皆消滅ス文

（中略）

②或経ニ云。一念ノ瞋恚亡二ス九胝劫（ママ）ノ善根一ヲ文

『五常内義抄』義九（松平家披雲閣本）

第九云、人ハ余ニ腹悪カルヘカラス、（中略）サレハ②或文ニ云、一念瞋恚ノ炎倶（他本「九」）胝劫ノ善根ヲ焼、刹那ノ怨害ノツミハ、無量生ノ苦報ヲ得ト云ヘリ、又①宝積経ニ曰、若人功徳ヲ作事須弥山ノ如クナレトモ、一度瞋恚ヲ発ヌレハ、一時ニ（内閣文庫本「皆」あり）消滅スト云ヘリ、

▼『一宗行儀抄』上

一四道場ニ入ント思ハヾ、責テ手口洗ヒ、衣裳ヲ刷テ入ル。仏前ニ至テハ三身ノ徳ヲ重ジ、五体投地シテ仏ノ尊容ヲ拝シ奉レ。①三身ノ徳ナル故ニ仏ヲバ三度礼拝シ、②神ヲバ再拝トテ二度礼シ、③人間ヲバ一礼ヲ成也。④神ヲバ再拝スルコトハ、本地垂迹ノ二ヲ礼スル也。⑤人間ヲ一礼スル事ハ、今ノ威徳ノ重キヲ敬フ儀也。仏ヲ拝シ心中ニ可レ思ヤウハ、弥陀千輻輪ノ御足、我ヲ蹈ヘ在シテ、九品ノ蓮台ニ導キ迎ヘ玉フベキ事ノ難レ有サヨト観ジ奉ルベシ。

『五常内義抄』礼一（松平家披雲閣本）

第一ニ仏ヲ礼シ奉ルニハ、三礼スヘシ、神ヲ礼シ奉ルニハ、二礼スヘシ、貴人ヲバ、一礼スヘシトモ云リ、其故ハ、①仏ヲ三礼シ奉ル事ハ、仏ニハ、法報応ノ三身ノ徳在（マシマ）ス故、三度礼シ奉ルヘシ、②④神ヲ二礼シ奉ハ、本地垂迹ノ二ノ徳マシマス故ニ、二度礼シ奉ルナリ、サレハ再拝ト申也、又③⑤貴人ヲ一礼スルハ、当時ノ威徳ヲ礼スルナリ、

▼『師長恩重事』

師長ノ恩ハ父母ノ恩ニスキタリトイヘリ。ソノユヘハ、父母ハ三界ノウチノ恩ナリ。師長ノ恩ハ三界ヲ勧出シテ、無為涅槃ニイタラシムルユヘニ。観世音菩薩ハ本師弥陀如来ヲ宝冠ニイタヽキタマヘリ。ムカシ大王ハ千歳ノアヒタ、阿私仙人ニ給仕シ、薬王菩薩ハ身ヲヤキテヒチヲトホシ、華眼ハ目ヲヌキテ、タテマツリ、怨勝ハ耳ヲキ

リテ、孝シ、知足ハアシヲキリ、利益ハモ、ヲキリ、善面ハ舌ヲヌキ、光明ハ身ヲタテマツル。妙色ハ子ヲアタヘ、修楼ハ妻ヲサツクトイヘリ。シカレハ、一日ニ三度、恒沙ノ身ヲステ、モ、ナヲ一句ノ恩ヲ、ムクウコトアタハストイヘリ。故ニ師長ノ恩ハ、父母ノ恩ニ勝タリトイヘリ。ソレオモンミレハ、我大師釈迦如来ハ、（下略）

『五常内義抄』仁一（内閣文庫本）

第一、人ハ父母師長ノ孝養、心深カルヘシト云ハ、（中略）又師長ノ恩ニ不レ過（松平家披雲閣本「師長ノ恩ハ、父母ノ恩ニハ過タリ」）ト云ヘリ、其ノユヘハ父母ノ恩ハ三界内ノ恩也、師長ノ恩ハ三界ヲ勧メ出シテ、無為涅槃ニ至ル故也、仍テ師長ノ恩ハ勝レタリト云ヘリ、然レハ師ノ恩カタシケナキ事論ヲ取ラ物ナシ、サレハ、観音ハ本師阿弥陀如来ヲ宝冠ニイタ、キ給ヘリ、師ノ恩ヲ報シタルコトヲ勘ヘ申サハ、昔ノ大王ハ千歳之間阿私仙ニ給仕シ、薬王菩薩ハ身ヲ焼、臂ヲトボシテ浄明徳ノ廟ニ供シ、花眼ハ眼ヲ抜テ奉リ、恩勝（書陵部本「怨勝」）ハ耳ヲ焼テ供養シ（山田孝雄文庫本「切てかうし」）、知足ハ足ヲ切リ、利益ハ股ヲ割キ、善面ハ舌ヲ抜キ、華徳ハ歯ヲホトコシ、光明ハ身ヲ授ケ、妙色ハ子ヲアタヘ、修楼ハ目（他本「妻」）ヲサツ（ク）ト云ヘリ、止観文云、一日三度恒沙ノ身ヲ捨トモ、尚一句ノ恩ヲ報フコト不能トイヘリ、師恭敬ヲ事略シテ如レ此、故ニ師長ノ恩ヲ可レ報

右のごとく、『五常内義抄』との一致（『一乗拾玉抄』・『法華儀法私』・『一宗行儀抄』）、あるいは、同文関係（『師長恩重事』）が確認できるが、一箇所のみの一致では、『五常内義抄』と密接な関わりがある典籍からの引用の可能性は否定し得ない。

そこでつぎに、『五常内義抄』複数箇所との一致が確認できる例として、先にもふれた四天王寺本『太子伝』を見ると、

▼四天王寺本『太子伝』太子十八歳条

①爾者周穆王者天下ノ飢饉ヲ悲ミ給テ十善之御身ヲ苦シメ民ヲ孚ミ給フニ慈悲ヲ以テシ世治ルニ善シキ政ヲ以テス故ニ人民モ正真ニシテ四海泰平也キ又吾朝之延喜之聖主ハ一天之豊ナル事ヲ悦ヒ万姓之貯ヘ尽ヌル事ヲ悲ミ給ヒテ絹布ヲ家々ニ与ヘ米銭ヲ里々ニ下テ民之憂ヲ除キ世之歎ヲ顧ミ給フ也其朝高楼ニ上テ四方ヲ叡覧有テ民ノ煙ノ朝ノ空見ケルニハ悦給テ

②高屋ニ登テ見者煙立ツ民ノカマトハニキワイニケリ正統記ニハ仁徳天皇摂津国難波高津之宮ニテ民ノ貧キ事ヲ思食テ三年之御調ヲ停止給テ高殿ニ昇リ見給ヒ時御歌トモ曰スト也如ニ此之一古ヨリ今ニ至マテ慈悲ヲ先トシ正直ヲ本トシ給ニ依テ人モ憂事モ無ク世モ直ニ治マリ候キト也③或経文ニ見ヘ候浄国一劫ノ持戒ヨリモ穢土ニテ須臾慈悲ヲ行センニハ不レカ如ト説給ヒ候也尤モ慈悲ヲ施シ給ヘト仰ス故ニ④太子之十七ケ条之憲法之中ニ民ヲ使ニ時ヲ以テスルハ古之良典也故ニ冬ノ月ニ有リ間マ以テ民ヲ可レシ仕ヲ春ヨリ秋ニ至マテ者農桑之節也民ヲ不レ可レ仕ヲ不レ

農セ者何ヲカ食セン不レ桑セ者何ヲカ服キント云々加様之道理ヲ不レ知ラ者任テ雅意ニ民ヲ令レメ煩ハ世ヲ悩サハ子孫マテ可レ悪シ者也旦(ママ)⑤人者正直カ可レ為レ本候也礼記云正直者子孫ニ及ヒ非礼者我身ニ留ルト文実ナル哉直(タタマ)シク振舞ハ子孫マテ誉ヲ可レ受ケシク非礼ヲ行者先ツ我身ニ失ヲ可レ受ケ何ニ況ヤ後生ニ於テ哉

醍醐寺本『聖徳太子伝記』(50)太子十八歳条

①穆天子ハ悲テ天下ノ飢饉ニ苦シメ十善身ニ給ヘリ恵ムレ民以テ慈悲ヲ治レ世以テ善政ヲ故ニ人民正直(直)ニシテ而四海泰平也亦吾朝ノ延喜ノ聖帝ハ憐テ貧賤ノ民ニ与ヘ絹布ヲ於家々ニ施テ米銭ヲ於里々ニ除キ人ノ憂ヲ顧ミ世ノ嘆ヲ玉ケリ上ニテ高楼ニ叡覧シ四方ニ給シ時ニ民ノ屋ヨリ朝煙ノ立昇ケレハ嬉(ウレ)シク思食シテ有リ一首ノ御詠哥

②高屋ニ登テ見レハ烟タツ民竈(カマト)ニハ賑ヒニケリ

是レ古今ノ賢王聖主専ニシテ慈悲ヲ撫テ生民ヲ玉フ事跡也③一経文ニ云、浄国ニシテ一劫ノ間持レ戒不レ如ニ此土ニシテ須臾モ行ニヨハ慈悲ヲ也伏シテ請人々起ニシテ大悲心ヲ欲レ救ニント此兆民ヲ即是如来之教誡薩埵之弘願也

『五常内義抄』仁二（内閣文庫本）

又①穆天子伝云、秦ノ穆公ハ慈悲深キ心広キ君也、天下ノ飢饉悲ミ高楼ヲ立ツ必ス カ楼上ニ四方ヲ見給フ煙リ不レ立里ヘハ常ニ米酒ヲ遣シ寒痛難レキ忍ヒ所ヘハ衣服ヲ送リ給フ、サレハ仁徳天王（他本「延喜御門」）

②たかき屋にのほりてみれは煙たつ民のかまとはにきわゐにけり

トモアソハシケリ、③サレハ経（他本「或経文」）ニ云、若人浄国ニヲヒテ一劫持戒ナランヨリハ、此世（吉田幸一氏蔵本「土」）ニシテ須臾ノ間慈悲ヲ行センニハシカシト云ヘリ、サレハ只一スチニ人ヲ哀ミ悲ムヘシ

『五常内義抄』仁三（内閣文庫本）

第三ニ民ヲ仕ニ時ヲ可レ知ト云ハ、④聖徳太子ノ、十七箇条之御憲法云、使フニ民ヲ以レ時ヲ(古歟)占ウ之ヲ、良キ典リナリ故ニ冬ノ月ニ有閑以可使民ヲ、従春秋農桑之節、不可レ使レ民、其レ不レハ農セ何ヲカ食センニ、不レンハ桑セ何ヲカ服シト云ヘリ

『五常内義抄』仁五（内閣文庫本）

第五、⑤人ハ何ニモ正直ナルガヨカルヘシト云ハ、礼記云、正直及子孫ニ、非礼留ト我カ身ニ云ヘリ、又周易云、積善之家、必有余慶、積悪之家必有ニリ余殃一、信顕タル有徳トモ云ヘリ、人正直ナラスシテ所為ナキト云ハ、諸ニワタリテ人ノヨキヲハソネミ、悪ヲハ喜ヒ心ノ底ニハアハレ、人ノワルカレカシ損セヨカシト思ナリ、カヽラム人ハ、遂ニアシカルヘシ、現世ニハ其ノ報ヲ感シ、後生ニハ奈梨ノ極闇ニ沈ムヘシ、

▽

『和漢朗詠註抄』帝王

①穆天子伝云、秦穆公ハ為人寛仁也。憂天下飢寒、搆高楼ニテ、帝必毎朝望四方烟気、不見之里常遣米酒ニテ而給之

一ヨ也。冬日瓶内水凍。帝曰、瓶水已凍。曝サレタル露ヲ之貧民哉。以テ布絹一ヲ大給矣文。有人云、延喜天皇冬夜寒気ニ御衣押却テ仰云、我尚寒気、天下人民何難堪一矣云々。側泣者有。帝曰、誰有。答曰、住吉老翁。君御意貴御ス。此故不堪感二泣云々。仁徳天皇昇楼見四方、御製云、②タカキヤニノホリテミレハケムリタツタミノカマトハニキハイニケリ。

右のごとく、『五常内義抄』「仁」部三箇所との一致、および、類似が確認できる。五常配当箇所との一致をも勘案すれば、右が、偶然の一致であるとは考え難いが、独自記事の多さから、孫引の可能性なども想定しておく必要があるかもしれない。

そこでつぎに、複雑な関係を想定する必要がない例として、室町初期写本の存する『西明寺殿御歌』を見ると、

▼尊経閣文庫本『西明寺殿御歌』

一　仏をは三たひ礼しておかむへし三しんのいとくましますかゆへ

三　ちはやふる神をさいはいする時ハ本地すいしやく是あらた也

七　をしなへて人に一たひ礼すれはそのいとくをもうやまふかゆへ

国立歴史民俗博物館本『西明寺殿御歌百首』[52]

1　ほとけをは三度礼しておかむへし三身の徳ましますかゆへ

2　ちはやふる神を再拝する事は本地垂迹これあらたなり

3　をしなへて人は一度礼するはその威徳をもうやまふかゆへ

『五常内義抄』礼一（松平家披雲閣本）

第一ニ仏ヲ礼シ奉ルニハ、三礼スヘシ、神ヲ礼シ奉ルニハ、二礼スヘシ、貴人ヲバ、一礼スヘシトイヘリ、其故ハ、仏ヲ三礼シ奉ル事ハ、仏ニハ、法報応ノ三身ノ徳在ス故、三度礼シ奉ルヘシ、神ヲ二礼シ奉ハ、本地垂迹ノ二ノ徳マシマス故ヲ、二度礼シ奉ルナリ、サレハ再拝ト申也、又貴人ヲ一礼スルハ、当時ノ威徳ヲ礼スルナリ、

▼尊経閣文庫本『西明寺殿御歌』

四〇　①大事をハ独はからふ事なかれ②心得たらん人にとふへし

国立歴史民俗博物館本『西明寺殿御歌百首』

65　①大事をは我とはからぬ事なかれ②心へたてぬ人にとふへし

『五常内義抄』智九（内閣文庫本）

此ニハ大事カ大事ナラン事ハ、②サモ心得タラム人々ニ申シ合多ク人ノサトリ云ハン方ニ可レシ付ク、大事モ独リ計ヘハ、後悪カルベシ、サレハ太子ノ憲法ニ云ク、①大事ハ不レ可ニラ独リ断一ル、必ス与レ衆宜論ス、小事ハ是軽シ不レ可ニ必ス衆一トス云リ

▼尊経閣文庫本『西明寺殿御歌』

二四　子をまうけとし比ゐたる物なりとをんなに心ゆるしはしすな

二五　はしなくて天の原にハのほるとも定とおもひてあらかひなしそ

国立歴史民俗博物館本『西明寺殿御歌百首』

53　子をまうけとしころなりといへる共女に心打とけなせそ

78　はしなくて天川をは渡とも治定の事とあらかいなせそ

『五常内義抄』義十（内閣文庫本）

第十ニ、人ハ無益ノ論ヲシ、アラカヒヲスベカラスト云ハ、（中略）白道カ云ク、汝七ノ子ヲ生ト云共、妻ニ心ヲユルサヽレ、橋無クシテ天ヘハ上ルトモ、アラカヒヲセザレト云、二ノ戒ヲ持テ、此ノ秘法ヲ教ヘムト云、

右のごとく、複数首・複数箇所に亘って、『五常内義抄』との一致が確認できる。対象が和歌であるため、典拠の確定はむつかしいが、二重傍線部から、『五常内義抄』による可能性は十分にあると言えるだろう。ただ、依拠関係の認定の可否という点で、他の散文の例と次元を異にすることは、やはり否定し得ない。

そこでつぎに、より明瞭な一致が確認できる例として、岩瀬文庫本『賢才往来』[53]を見ると、

▼岩瀬文庫本『賢才往来』第四状

人者何事者トモ、由レ可レ嗜ニ諸芸一ヲ、有レ能者ハ、少々科者トモ、有ニ人ノ許事一。去者一芸作ニ万之技一ヲ。又云フ。車ハ者三寸之無レケレバ轄、不レ廻ニラ寸之庭一モ。人者無レバ屑キコト世渡ル事ヲ闕クト云ヘリ。又、後漢書ニ云フ。位之不レルヲ貴ト愁ト翼レ広カラ事ヲ愁ト云ヘリ。尚書ニ曰レル本者、得レ素ニナル直。愚人者、得レ智ヲ好云。無レ智人間者、譬ヘバ瓦雖ニモ罪多一シト。依レテ有レルニ智、浮カブ事如ニシ鉄之鉢一ノ。雖ニ科少一シト、無レキ智故ニ、沈ム事如レシト針云ヘリ。或又、或被レ貧ニ忘レ賢捨ツルヲ賢ヲ事、悲有レ余。

『五常内義抄』智十八（内閣文庫本）

第十八、人ハ何事ニモ、由有能（吉田幸一氏蔵本「身ニ才芸」）アラント可レシ思フ、人事外ニ無能ニテ、由一モ無キヲハ、人賤ムル事有ルベシ、能タニモ有レハ、少々咎有ト云トモ、（他本「人ノ」あり）思ユルス事有ベシ、サレハ、一芸ハ万杖ヲ却クト云リ、是一能アレハ、万杖ヲ不レ当云リ、又云、車ハ三寸ノ轄ナケレハ、一寸（他本「寸ノ庭」）モ不レ転（他本「メグラズ」）、人ハ一ノ無レハ屑レハ世ヲ趁ル事欠タリト云リ（神原文庫蔵寛文五年写本「闕レトイヘリ渡レ世」）、

『五常内義抄』智二十一（吉田幸一氏蔵本）

後漢書ニ云、位ノ貴カラサル事ヲ愁ベシテ、徳ノアツカラサル事ヲウレエヨ、禄多カラサル事ヲウレヘスシテ、智広

カラサル事ヲウレエヨト云ヘリ、

『五常内義抄』智二十三（内閣文庫本）

第廿三、智恵有事ヲ願テ、物ヲ習ヒ読ヘシト云、尚書云、木ハ従レ縄ニ則ハ正シ、后ハ従レ諫則聖云リ、心ハ（他本「木ハ」以下なし）曲木ハ得レ縄ヲ直ス、愚人ハ智ヲ得テ麗ト云ヘリ、性、利根聰明也ト云共、習ヒ読サレハ、愚癡ナルヘシ、（中略）然者無智者ハ人間ノ牛トス、縦罪雖多智ニヨル故浮事ハチ（山田孝雄文庫本「くろかねのはち」）ノ如シ、縦咎少ナレトモ智無カ故ニ、沈ム事ハリノ如シト云リ、現世悪ヲノミアラス、後生ニ極闇ニ可レ沈、智ハ是生死ヲ出ル炬、涅槃ニ至鏡也ト云リ、雖レ然世ニ有ル人ハ楽ニホコリテ、智ヲ不知、世ニ無物ハ貧ニ責ラレテ、賢ヲ忘ル、トシテモ角シテモ賢ヲ弃ラレムコト有レ余レ悲

▼岩瀬文庫本『賢才往来』第八状

世間之煩、有二四品一。一者大事ヲ成二スト大事一ト。二者大事ヲ成二スト小事一ト。三者小事ヲ成二スト大事一ト。四者小事・大事当レ中ニ。大事ヲ成二スト大事一ト者、何ヲ為二スト心得一。人ト令二談合一セ、可レ付二ク異見一ニ。太儀ハ為二ス弓箭一ト。一人ニテ不レ可二相計一ル。去レ者、太子ノ憲法ニ云フ。大事ハ一人ニテ而不レ可レ理ム。為二ス必ス衆ト共一ニ云々。

『五常内義抄』智九（内閣文庫本）

第九、世間ノ煩ニ、四ノ品有ベシ、一ニハ大事カ大事ナル有ベシ、二ニハ大事カ小事ナル有ベシ、三ニハ小事カ大事ナル有ベシ、四ニハ少事カ少事ナル有ベシ、此ニハ大事カ大事ナラン事ハ、サモ心得タラム人々ニ申シ合テ多ク人ノサトリ云ハン方ニ可レシ付ク、大事モ独リ計ヘハ、後悪カルベシ、サレハ太子ノ憲法ニ云ク、大事ハ不レ可二ラ独リ断一ル、必ス与レ衆宜論ス（松平家披雲閣本「大事ヲハ一人シテ理ヘカラス、必ス衆ト共ニセヨト」）、小事ハ是軽シ不レ可ニ必ス衆一トス（他本「小事」以下なし）云リ

▼岩瀬文庫本『賢才往来』第八状

太子ノ憲法ニ云フ。犬多ケレハ吠ユル事嫌ハレ。人者言フコト多ケレハ事不レ吉云々。去者、万言万答ハ、不レ如シカ一黙ニ。百戦百勝ハ、不レ如シカ一忍ニ云々ト。大唐ノ当文ハ押レ壁守ル云々。或文ニ言。諸病ハ者自レ口入ル。諸ノ科ハ従レリ口出ヅ。云々

『五常内義抄』信一（内閣文庫本）

第一、人ハ多ク物ノ云事、不レ可レ有ト云ハ、左子ニ云々、犬ハ多ク吠ヲ吉トセス、人ハ多ク物云ヲ能トセスト云ヘリ、多ク物ニ云ヘハ、過言失錯出来也、サレハ唐ノ賢キ人々ハ、万言万答不レ如シカ一黙ニハト云ル、文ヲ書テ壁ニ懸リ、マホリニスルトカヤ、文心ハ、万度言事皆当トイヘ共、黙シテ不レ謂ニハ、不レ如、百度戦テ万度勝共忍テ不レ戦ニハ不レ如ト云リ、爰ニ要覧ニ云ク、病ハ口ヨリ入リ、禍ハ口ヨリ出ツト之リ、

右のごとく、複数箇所に亘って、『五常内義抄』との一致が確認できる。[54] 一致箇所の量、および、組合せを見れば、依拠

関係が認められてよいが、破線部など、現存諸本にない要素を含み持つ点には、注意が必要である。

そこでつぎに、書名が明示されている例として、慈賢『実語教注』[55]を見ると、

▼『実語教注』本

五常内義抄ニ云ク、人ハ本意無キ事有リトモ、左右ナク、中ヲタカフ不可。違イヌレハ、敵キモ我モオトラシト、悪カラン事ヲ聞キ出タシ、ヨカラン事ヲ見陰ントスル故ニ、念々カタクムスホヽリテ、生々世々ニ息ヤムム不可。況ヤ仮染ニモ、出家ノ道ニ入ル人ハ、努力、此義不可有。世親菩薩ノ倶舎論ニモ、僧衆和合楽ト判シ給ヘリ。僧ハ無隔和合セルヲ楽クトスヘシ。又、京師大師ノ皈三宝ノ偈ニモ、僧ニ皈シテ諍論ヲ息メ、同ク和合海ニ入レト、勧発シ玉ヘリ。和合ノ義無ク、隔歴不融ナランハ、正ニ菩薩ニ至ノ事難シ。左ハ逆罪ノ中ニモ、破和合僧ト云ヘリ。深ク慎ムヘシ。敢テ違逆スル事ナカレ。

『五常内義抄』義七（松平家披雲閣本）

第七云、人ハ少々本意無キ事アリトモ、左右無ク中ヲ違不可、指当ヲ本意無キ事アリトモ、世間ノ習ハサノミコソアレト思宥テ違不レ可一、違ヌレハ敵モ我ヲトラシト、ワルカラン事ヲ聞出、吉カラサラン事ヲ見ントスル程ニ、弥憤念難クムスホヲリテ、生々ニ不安（吉田幸一氏蔵本「生々世々ヤムヘカラス」）、何ニ況ヤカリソメニモ、出家ノ道ニ入ラン人、努々此ノ義不可在、法相ヲ判セル（吉田幸一氏蔵本「法相」以下なし）世親菩薩ノ倶舎論ニモ、僧衆和合楽ト云テ、僧ハ必ス隔無ク、和合セルヲ楽トスト云ヘリ、又善導和尚帰三宝ノ偈ニモ、僧キシテ諍論ヲ止メ、同和合ノ海ニ入トコソ、教給ヒタレ、和合ノ義無クシテ、隔歴不融ナラバ、タヽチニ（他本「正ニ」）菩提（書陵部本「菩薩」）ニ到ラン事難シ、サレハ逆罪ノ中ニハ、破和合僧ト云ヘリ、尤ツヽシミヤハラクヘシ、

右のごとく、『五常内義抄』を明示的に引用する箇所が、四例確認できる。[56]

書名を明示しない箇所に関しても、

▼『実語教注』本

凡、師長ノ恩ハ、父母ノ恩ニ過キタリトヽ云フ。其故ハ、父母ノ恩ハ三家ノ内ノ恩也。師長ノ恩ハ三家ヲ進メ出シテ、無為涅槃ノ都ニ至ラシムルカ故ニ、師長ノ恩徳尤モ勝レタリト云ヘリ。就中、師長ノ恩徳報謝ノ例証ヲ勘出セハ、昔ノ大王ハ千歳ノ間、阿私仙人ニ給仕シ、薬王ハ身ヲ焼キ、臂ヲ燃シテ、浄明徳ノ廟ニ供シ、花眼ハ抜キテ奉リ、怨勝ハ耳ヲカキテ孝シ、知足ハ足ヲ切テ、利養ハ股ヲサキ、善面ハ舌ヲ抜キ、花徳ハ歯ヲ施コシ、光明ハ身ヲ授ケ、妙色ハ子ヲ与ヘ、修楼ハ妻ヲ授ケト云ヘリ。已上。

『五常内義抄』仁一（内閣文庫本）

第一、人ハ父母師長ノ孝養ノ心深カルヘシト云ハ、（中略）又師長ノ恩ニハ不レ過（松平家披雲閣本「師長ノ恩ハ、父母ノ恩ニハ過ヲリ」）ト云ヘリ、其ノユヘハ父母ノ恩ハ三界内ノ恩也、師

長ノ恩ハ三界ヲ勧メ出シテ、無為涅槃ニ至ル故也、仍テ師長ノ恩ハ勝レタリト云ヘリ、然ニ師ノ恩、カタシケナキ事論ヲ取ラ物ナシ、サレハ、観音ハ本師阿弥陀如来ヲ宝冠ニイタヽキ給ヘリ、師ノ恩ヲ報シタルコトヲ勘ル申サハ、昔ノ大王ハ千歳之間阿私仙ニ給仕シ、薬王菩薩ハ身ヲ焼、臂ヲトボシテ浄明徳ノ廟ニ供シ、花眼ハ眼ヲ抜テ奉リ、恩勝ハ耳ヲ焼テ供養シ（書陵部本「怨勝ハ耳ヲカキテ孝シ」）、知足ハ足ヲ切リ、利益ハ股ヲ割キ、善面ハ舌ヲ抜キ、華徳ハ歯ヲホトコシ、光明ハ身ヲ授ケ、妙色ハ子ヲアタヘ、修楼ハ目（他本「妻」）ヲサツ（ク）ト云ヘリ、

右のごとく、一致する箇所が三例（および、存疑一例）確認できるので、地の文の利用という点では、他の典籍に比して、利用回数が多いことが認められる。その事実が『実語教』の註釈において認められるということが、やはり重要であろう。

以上は、依拠関係の認定が最もたやすく、また、通常の利用法というべきものであるが、前二者①②に比して、必ずしも多いとは言い難く、享受資料を瞥見するかぎりでは―つまり、引用という面においては―、中心的利用法ではない可能性があるようである。

如上から、『五常内義抄』享受に関して、「『五常内義抄』、あるいは、同書と密接な関わりがある典籍」という留保が依然必要であるとしても、当該書が、中世において、広く流布していたこと―および、中世後期学問史上に、隠然と、たしかな地歩を占めていたこと―は認められるだろう。中世（特に中世後期）における引用という面に限って言えば、『五常内義抄』（あるいは、同書と密接な関わりがある典籍）が、『仲文章』・『実語教』・『童子教』、および、『十訓抄』よりも、広く利用されていた可能性すら、想像されるところである。

しかし、上記享受資料において、編者の種姓がある程度明らかなもののなかでは、天台・法華宗と関わりがあるものが、比較的多いようであるが[57]、南都と関わりがあるものは、『続教訓抄』以外には見出せなかった[58]。

そのようななかで、最も引用数・引用量が多く、かつ、南都と関わりがある典籍として、注目されるのが、『玄恵註抄』である。よって、以下、『玄恵註抄』所引本文[59]と、『玄恵註抄』における『五常内義抄』利用について検討することとする。

※引用に際し、一部、漢字表記・校訂に関して、変更を加えたところがある。

【使用文献】

『五常内義抄』…『古典文庫』（一九七七年・七九年）・『続群書類従』三二下、『続教訓抄』…『覆刻日本古典全集』（現代思潮社、一九七七年）、『壒嚢鈔』…『塵添壒嚢鈔・壒嚢鈔』（臨川書店、一九六八年）、『色葉字訓』…『龍門文庫善本叢刊』三（勉誠社、一九八五年）、『雑和集』…『古典文庫』（一九七七年）、『六義』…『日本思想大系世阿弥・禅竹』（岩波書店、一九七四年）、永禄二年

本『節用集』・弘治二年本『節用集』…『印度本節用集古本四種研究並びに総合索引』（勉誠社、一九七四年）、『體源抄』…『覆刻日本古典全集』（現代思潮社、一九七八年）、四天王寺本（旧山田本）『太子伝』…『中世聖徳太子伝集成』四（勉誠出版、二〇〇五年）、『塵荊鈔』…『古典文庫』（一九八四年）、『花鏡』…『新編日本古典文学全集連歌論集能楽論集俳論集』（小学館、二〇〇一年）、『寝覚記』…『古典文庫』（一九七七年）、『因縁抄』…『古典文庫』（一九八八年）、『横座房物語』…『室町時代物語大成』一三（角川書店、一九八五年）、仮名本『曾我物語』（彰考館本）…『伝承文学資料集』（三弥井書店、一九七一年・七三年）、『一乗拾玉抄』…中野真麻理氏「叡山文庫天海蔵『一乗拾玉抄』（巻一）翻刻」（『国文学研究資料館紀要』二五、一九九九年）、西教寺本『法華懺法私』…『天台宗全書』一一（第一書房、一九七三年）、『一宗行儀抄』・『師長恩重事』・『直心集』…『真宗史料集成』五（同朋舎出版、一九八三年）、醍醐寺本『聖徳太子伝記』…『中世聖徳太子伝集成』二（勉誠出版、二〇〇五年）、尊経閣文庫本『西明寺殿御歌』…『古典文庫中世近世道歌集』（一九六二年）、国立歴史民俗博物館本『西明寺殿御歌百首』…内田澪子氏「『極楽寺殿御消息』再考　田中穣氏旧蔵典籍古文書所収本の紹介から・附翻刻」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一三六、二〇〇七年）、岩瀬文庫本『賢才往来』…『日本教科書大系』一（講談社、一九六八年）、『実語教注』…酒井憲二氏「翻刻『実語教注』」（『調布日本文化』一〇、二〇〇〇年）、国会図書館本『和漢朗詠注』…『和漢朗詠集古注釈集成』二上（大学堂書店、一九九四年）、『童子教』…『日本教科書大系』五（講談社、一九六九年）、『古事因縁集』…『古典文庫』（二〇〇〇年）、『仏法最初弘仁伝』…『真福寺善本叢刊』五（臨川書店、二〇〇六年）、『聖徳太子伝拾遺抄』…『中世聖徳太子伝集成』五（勉誠出版、二〇〇五年）、『上宮太子拾遺記』…『大日本仏教全書聖徳太子伝叢書』（仏書刊行会、一九一二年）、『二十五三昧式』…『恵心僧都全集』一（思文閣出版、一九七一年）、『宝物集』…『新日本古典文学大系』（岩波書店、一九九三年）、『慶長見聞集』…『日本庶民生活史料集成』八（三一書房、一九六九年）、仮名本『曾我物語』（古活字版）…『日本古典文学大系』（岩波書店、一九六六年）、『和漢朗詠註抄』…『和漢朗詠集古注釈集成』一（大学堂書店、一九九七年）

注

（1）以上、『日本古典文学大事典』（明治書院、一九九八年）「五常内義抄」項（黒田彰氏執筆）。

（2）『古典文庫五常内義抄下』（一九七九年）。

（3）文永七年～元亨二年成立。

（4）太田氏は、さらに、両書当該記事と『玉函秘抄』の近似を指摘している。

（5）新出の龍蔵院旧蔵本は未見。久野俊彦氏編『修験龍蔵院聖教典籍文書類目録』（国立歴史民俗博物館、二〇一〇年）参照。

（6）最も古態を保っていると考えられるが、当然のことながら、原態を保っているかは不明である。

（7）『日本古典偽書叢刊第三巻』（現代思潮新社、二〇〇四年）参照。

ただし、依拠関係にあるとしても、翻案であるため、以下の検討では除外することとする。

（8）ただし、行論の都合上、『寝覚記』・仮名本『曾我物語』については後述する。

なお、『五常内義抄』の引用は、対照する典籍の記述に（全体が平均的に）もっとも近い本、あるいは、対照する典籍の記述と特徴的な一致を示す本によることとし、同一典籍との対照においても、特定の一本に必ずしもこだわらない箇所があることをことわっておく。伝本数が少ないことと、本文の流動性が高いことに対する処置として、諒とされたい。

（9）太田次男氏「『五常内義抄』解題」参照。ただし、太田氏は、両書の一致から、両書の編者が同一人物であることを推論しているので、引用と判断しているかは確認できない。

（10）『五常内義抄』にない箇所、および、同書と相違する箇所に破線を附すこととする（項目名・題目等は、そのかぎりではない）。以下同じ。

（11）以下、稿者による異本註記は、網羅的なものではないことをことわっておく。

（12）対照する典籍にない箇所、および、当該書と相違する箇所に波線を附すこととする（項目名・題目等は、そのかぎりではない）。以下同じ。

（13）『続教訓抄』「又云」部分、および、破線部は、『沙石集』によると考えられる。太田次男氏「『五常内義抄』解題」参照。

よって、『五常内義抄』諸本間に五常配当の錯乱が認められない以上、『五常内義抄』と『続教訓抄』の一致から、両書の編者が同一人物であると推測する場合、自説であるはずの五常配当説を一部『沙石集』によって変更している点を、合理的に説明する必要があるので、両書の一致は、『続教訓抄』による先行典籍（『五常内義抄』か、同書と密接な関わりがある典籍）からの引用と見るほうが穏当であると言える。

（14）「『孔子論』一巻附『台宗三大部外勘鈔』」（『中世の説話と学問』和泉書院、一九九一年、初出一九八六年）。

（15）文安二年～三年成立。『五常内義抄』利用については、木村晟氏・鈴木功真氏・相澤貴之氏「『色葉字訓』について」（『日本語辞書研究第4輯』港の人、二〇〇六年）、小木曽千代子氏「玄恵拾集譜―資料に於ける玄恵―」（『玄恵法印研究事跡と伝承』新典社、二〇〇八年）参照。ただし、小木曽氏は、典拠の確定に関して、判断を保留している。

（16）『五常内義抄』と『童子教』の関係については、今野達氏「童子教の成立と注好選集―古教訓から説話集への一パターン―」（『今野達説話文学論集』勉誠出版、二〇〇八年、初出一九八〇年）参照。

（17）その他、存疑の箇所―後述する類書的利用に該当するもの―二例あり。

（18）龍門文庫蔵天文頃写本。『五常内義抄』との関係については、木村晟氏・鈴木功真氏・相澤貴之氏「『色葉字訓』について」参照。

（19）寛永十八年以前成立。『五常内義抄』利用については、田中重太郎氏「雑和集解説」（『古典文庫雑和集』一九七七年）参照。

（20）応永三十五年成立。

（21）室町初期頃写本。

（22）『日本思想大系世阿弥・禅竹』（岩波書店、一九七四年）頭註。

（23）太田次男氏「『五常内義抄』解題」。

（24）同様の記事は、文明本『節用集』・弘治二年本『節用集』・『月

庵酔醒記』・『大諸礼集』・『火桶の草子』等にもあり。土井忠生氏「天草版金句集〔二〕五常」（『吉利支丹文献考』三省堂、一九六三年、初出一九五四年）、山内洋一郎氏『天草本金句集の研究』（汲古書院、二〇〇七年）参照。ただし、『火桶の草子』については、指摘されていない。

(25) 下巻のみ現存。

(26) 太田次男氏「『五常内義抄』解題」。

(27) 永正九年～十二年成立。なお、十ノ下に、『続教訓抄』「五常」項による箇所あり。

(28) 享徳四年以前成立。

(29) 橘寺・多武峰伝来、天正十一年以前室町後期写本。

(30) 文明十四年頃成立。

(31) 当該記事は、内閣文庫本・神原文庫蔵寛文五年写本のみにある。太田次男氏「『五常内義抄』解題」参照。

(32) 引用本文に関する類似八例あり。なお、地の文における一致については、後述する。

(33) 応永三十一年成立。

その他、一箇所のみ一致が確認できる例として、聖聡『大経直談要註記』があげられる。

(34) 同時に、二重傍線部は、『五常内義抄』・『続教訓抄』の典拠かと考えられる『玉函秘抄』所引『論衡』にも見えない記事である。

(35) 鎌倉末期成立か。『五常内義抄』利用に関しては、菅原利晃氏「『寝覚記』出典考」（『国文学研究叢書6和歌と説話文学篇』一九九〇年）参照。

その他、複数箇所の一致が確認できる例として、玄棟『三国伝記』があげられる。

(36) 『宝積経』になし。

(37) 室町末期成立、法華宗僧編とされる。阿部泰郎氏「解説」（『古典文庫因縁抄』一九八八年）参照。

(38) 阿部泰郎氏「解説」所収「『因縁抄』関連説話所収書目一覧」に指摘あり。

(39) 室町前期成立か。

(40) 類書、あるいは、教訓書。

(41) 『中世文学の諸相とその時代』（和泉書院、一九九六年、初出一九九〇年）。

(42) 『淮南子』本文、続群書類従本になし。

(43) 三浦浄心『慶長見聞集』にも同様の例が確認できるが、同書は仮名本『曾我物語』から孫引しているものと推測される。

▽『慶長見聞集』一

古き言葉に貧きと賤とは人の悪む所、とみと貴とは人の欲する所なり。然れども、漢書に、位の高からざるをばなげかざれ、知恵の広からざるをばなげくべしといへり、

『慶長見聞集』四

扨又、扁鵲も針薬をしやうせざる病をば治せずといへり。所望ならば此万病円をうるべし。

仮名本『曾我物語』七（古活字版）

「意にあふ時は、胡越もらんていたり。あはざる時は、骨肉もてきしやうたり。智者の敵とはなるとも、愚者の友とはなるべからず。位のたかゝらぬをなげかざれ、知のひろからぬをばなげくべし」とは、漢書のことばならずや」。（中略）「なんぢらは、親のよきを申あつむるかや。いで又、みづから、子の孝行なる事をいひてきかせん。孟宗は、雪のうちに筍を

ゑ、王祥は、氷の上に魚をゑ、くわけんは、眼をぬき、おんせうは、耳をやき、ちそくは、足をきる、せんめむは、舌をぬき、くわそくは、歯をほどこし、くはふめいは、身をあたえ、めうしき、子をころす。これみな、孝行のためならずや。「扁鵲も、鍼薬をしやうぜざる病を治せず。けんしやう王も、善言のきかざる君をばもちいず」とこそ申せ。人のことばをきかざる者、何の用にかたつべき。その上、不孝の者をば、おなじ道をも行べからず。いそぎ出よ」といひける。

『五常内義抄』智二十二（松平家披雲閣本）

亦漢書ニ云、位ノ不貴事ヲウレヘスシテ、徳ノ不厚事ヲウレヘヨ、禄ノ不多事ヲウレヘスシテ、智ノ不広事ヲウレヘヨ、

『五常内義抄』智十九（松平家披雲閣本）

塩鉄論ニ、扁鵲モ針薬ヲウケサル病ヲバ、治シカタシ、賢聖モ善言ヲ用サル君ヲハ、直ナル事アタハスト云リ、

（44）類書、あるいは、教訓書。

（45）『五常内義抄』か、同書と密接な関わりがある典籍（類書、あるいは、教訓書）。

（46）長享二年成立。

（47）承応元年以前成立。

（48）正保四年以前成立。

（49）成立年代不明。

（50）長禄四年写本。

（51）室町初期写本。

（52）天文十九年写本。内田澪子氏「『極楽寺殿御消息』再考　田中穣氏旧蔵典籍古文書所収本の紹介から・附翻刻」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一三六、二〇〇七年）参照。

（53）室町後期写本。

（54）その他、引用本文の一致が二例確認できるが、一致箇所がすべて、『五常内義抄』下巻相当部分（「礼」・「智」・「信」部）に当たること、三次市立図書館本『賢済往来』に見えない記事であることなど、留意すべき点がある。なお、新出の小泉吉永氏蔵本は未見。

（55）宝徳三年成立。「根本大師ノ末法灯明記」と、最澄を「根本大師」と称していることから、編者は天台僧かと推測される。

なお、引用本文に関する一致五例あり。

（56）ただし、現存諸本に見えないものが一例ある。

▼『実語教注』末

此文意、五常内義抄云、人ノ悦ヲ見ハ、共ニ悦ト云ヘリ。魏ノ文侯ノ代ニ年貢毎レ年増ス。時ノ人、是ヲ喜テ帝ニ奏ス。文侯曰ハク、庶民数増事無クシテ、租税年毎ニ増ス。是責収ムルコト密シキ也。喩ハ皮ヲ張ルカ。弘カラシムレハ即薄シ。狭カラシムレハ即厚シ。薄キ物ヲ破ケレハ、此ノ食ノ煩ヒヲ治シ、天下タマフ太宗、此ノ文ヲ引テ、民ノ煩ヒヲ止メテ、天下ヲ治ムト云ヘリ。我朝ニハ天暦御門、三冬ノ寒夜ニハ、四海ノ黎民イカニ寒カラントテ、御衣ヲ脱カセタマヒ、三年ノ間、調物ヲ止メラル。民ヲ安シ、民ノ烟ノ豊カニ成リヌレハ悦コヒ御マシテ、御製ニ云ク、

高屋尓上天見ハ煙立民ノ烟ハ豊ワヒニ気利

『五常内義抄』仁五（松平家披雲閣本）

第五云ク、万事ニ付テ猜ミ妬ム事ナカレ、人ノ悦ヲ見テハ共ニ悦、人ノ歎ヲ見テハ、共ニ歎ヘシト云ヘリ、

『五常内義抄』仁二（松平家披雲閣本）

第二云ク、所ヲ知ニハ必民ヲ哀ヘシ、民ナクハ不可有徳、（中略）又穆天子ノ伝云ク、秦穆公、慈悲深ク心広キ君也、天下ノ飢饉ヲ

悲テ、高キ楼ヲ立テ、必コノ楼ニ登テ、四方ヲ見給ニ、煙立サル里（サト）エハ、常ニ米酒ヲ遣シ、寒痛忍難キ所ヘハ、衣服ヲ送給ケリ、サレハ延喜御門モ、

高屋ニ登テ見ハ煙立民ノカマトハニキハヒニケリトアソハシケルナリ、

（57）ただし、有意差はない。

（58）ただし、稿者の調査範囲に偏りがあることは否定できない。

（59）『五常内義抄』を指す。以下同じ。

（のがみ・じゅんいち　本学大学院博士後期課程・日本学術振興会特別研究員）